

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第 12 項の規定により公表する。

令和元年 12 月 2 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 波 多 野 一 夫

記

第 1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

○定期監査

【令和元年10月29日付け上監委第149号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○名立区スクールバス管理運営費</p> <p>乗車人員と回収した使用料の現金及び回数券との突合について、一人当たりの利用料金は定額だが、市営バス回数券や高齢者外出支援の利用券、頸城バスの回数券、身体障害者割引等の制度が併用されており、それぞれの人数を正確に把握するのが難しいため、毎日の突合はしていないとの回答であった。しかしながら、回収した現金と利用者数の確認を行うことは収納業務の基本であることから、確認方法を検討し、確実に収納するよう改善されたい。</p>	<p>○改善・対応措置</p> <p>回収した使用料と利用者数の突合について、他区の突合方法を確認し、名立区にあった突合の方法を検討した結果、定時運行に支障をきたさないよう、新たな書類等は作成せず、料金回収の際に、運行記録簿で利用者数とバス使用料について突合することとした。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和元年11月1日】</p>
	<p>○再発防止措置</p> <p>グループ内でミーティングを行い、今回の指摘事項の確認と今後のバス使用料と利用者数の突合の方法について、確認を行った。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和元年10月31日】</p>